



保 連 発 0426 第 1 号
令 和 6 年 4 月 26 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について

医療提供体制設備整備交付金の実施については、「医療提供体制設備整備交付金の
実施についての一部改正について」（令和6年3月19日保連発0319第1号）の別紙
「医療提供体制設備整備交付金実施要領」により取り扱っているところであるが、今
般、別添新旧対照表のとおり、一部改正したので、通知する。

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」新旧対照表

新	旧
別 紙 医療提供体制設備整備交付金実施要領 第 1 ～第 8 （略） 第 9 交付等の決定及び通知 支払基金は、第 7 の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付すべきもの<u>又は交付すべきではないもの</u>と認めたときは、速やかに別紙様式 3 <u>又は別紙様式 5</u>により顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定等を通知するものとする。 第 10～第 14 （略） （別表 1－1）～（別表 3） （略） 附則 第 1 ～第 4 （略）	別 紙 医療提供体制設備整備交付金実施要領 第 1 ～第 8 （略） 第 9 交付等の決定及び通知 支払基金は、第 7 の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式 3 により顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定を通知するものとする。 第 10～第 14 （略） （別表 1－1）～（別表 3） （略） 附則 第 1 ～第 4 （略）